

令和7年度 第3回 木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

1. 開催日時 令和8年2月5日（木）午後4時から午後5時15分まで
2. 開催場所 木更津市役所朝日庁舎 会議室1-4
3. 出席委員（15名）
 - (1) 被保険者を代表する委員（5名）
齊藤 英一、中澤 稔、石井 恵子、清水 一太郎、和田 富士子
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員（3名）
本吉 光隆、大日方 研、細井 系太郎
 - (3) 公益を代表する委員（4名）
鈴木 美幸、日向寺 龍児、佐伯 浩一、山田 真司
 - (4) 被用者保険等保険者を代表する委員（1名）
尾本 和芳
4. 欠席委員（3名）
 - (1) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員（2名）
天野 隆臣、富沢 道博
 - (2) 公益を代表する委員（1名）
後藤 紗織
5. 出席職員
渡辺市長、小原健康づくり部長、清水保険年金課長、高橋課長補佐、佐久間係長、鈴木主査
6. 議題（すべて公開）
 - (1) 諮問
令和8年度木更津市国民健康保険事業計画（案）について
令和8年度木更津市国民健康保険特別会計予算（案）について
木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について
木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
 - (2) 答申
 - (3) その他
令和8年度運営協議会の開催予定について

7. 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員 5人
傍聴人数 0人

令和7年度 第3回 木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議録

鈴木主査 ただいまから、国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。
なお、本日の協議会につきましては、会議録作成のため会議の内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。
協議会の開催に際しまして、渡辺市長から挨拶を申し上げます。

渡辺市長 皆様、こんにちは。市長の渡辺でございます。
本日は、ご多用のところ国民健康保険事業の運営に関する協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
はじめに2点報告させていただきます。
1つ目が子ども・子育て支援金制度についてでございますが、4月から子どもや子育て世代を社会全体で支える仕組みでございますけれども、この制度については医療保険の仕組みの中で所得に応じてご負担いただくこととなっております。支援金の使い道や税額の算定方法など新しく開始する制度でございますので、市民の皆様に混乱が生じないように市公式ホームページや広報などで周知することとし、理解していただけるよう対応してまいります。
次に保険税水準の統一化についてでございますが、委員の皆様のご理解ご指導を賜りまして、令和6年3月に木更津市国民健康保険税改定計画を策定し、取り組んでいるところでございます。国は、遅くとも令和17年度までに都道府県内における市町村毎の保険税額のばらつきをなくしていくために、統一保険税率の設定をめざし、千葉県においても令和8年度までに統一する目標年度を決定することとしました。そのため、令和6年11月から県と市町村で協議を開始しており、県の方針が決まり次第、この協議会でご審議させていただく予定となっております。
本日は、令和8年度木更津市国民健康保険事業計画案のほか、3件について諮問をさせていただきます。どうか十分ご審議くださいますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしく願いいたします。

鈴木主査 続きまして、山田会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

山田会長 皆様、こんにちは。会長の山田でございます。協議会の開催にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。
本日はご多用のところ、こうしてお集まりいただき心よりお礼申し上げます。
立春を過ぎましたが、まだまだ冬の名残が色濃く体調管理の難しい時期でございます。どうか皆様おかわりなくお過ごしくださいますようお願いしております。
ご承知のように、我が国には誰もが必要なときに安心して医療を受けられる国民皆保険制度がございます。その根幹を支えるのがこの国民健康保険であり、地域の暮らしを守る大切な仕組みです。この制度の1つである高額療養費制度につきまして、先日厚生労働省から改正案が公表されました。
医療費負担の公平性を高める観点から、所得に応じた自己負担上限の見直しが見直されております。一方で長期の治療を続けておられる方や低所得の方々への配慮も盛り込まれており、制度の持続性と生活への影響の両面を踏まえた内容となっております。現行の4区分から12区分への細分化、そして長期の治療が必要な方のために月単位とは別に年間上限額を設けるといった新たな仕組みは、制度の透明性と納得感を掲げる取り組みと受けとめております。
今後国会におきまして、衆議院総選挙後に議論が進む見込みですが、地域の実情を踏まえつつ私たちとしても注視して参りたいと存じます。

本日はこの後事務局より、令和8年度の事業計画や保険税率等についてご説明をいただきます。委員の皆様におかれましては、是非とも率直なご意見やご質問を賜り、より良い制度運営に向けて議論を深めていただければ幸いです。

以上、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

鈴木主査

ありがとうございました。

それでは議事に入らせていただく前に、資料の確認をさせていただきたいと存じます。事前に配付させていただきました資料といたしまして、次第、運営協議会資料、そして本日の配付資料が席次表となっております。

資料に落丁等ございましたら、事務局までお申し付けいただきますようお願い申し上げます。

本日、天野委員、富沢委員及び後藤委員が所用のため欠席でございます。従いまして、現在の出席者は13名であり、木更津市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により定足数に達しておりますので会議の開催要件は満たしております。

また、本日の審議会は木更津市審議会等の会議の公開に関する条例の規定により、公開となっております。

なお、本日の傍聴希望者はありませんのでご報告いたします。

鈴木主査

ここで渡辺市長から山田会長へ諮問書をお渡しします。

渡辺市長と山田会長は議長席の前へお進みください。

渡辺市長

諮問書。

次の事項について、ご審議くださるよう諮問します。

- 1、令和8年度木更津市国民健康保険事業計画案について
- 2、令和8年度木更津市国民健康保険特別会計予算案について
- 3、木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について
- 4、木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

令和8年2月5日、木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長山田真司様。
木更津市長渡辺芳邦。

よろしくお願いいたします。

(渡辺市長から山田会長へ諮問書を交付)

鈴木主査

渡辺市長におかれましては、議事進行の間退席します。

(渡辺市長 退室)

鈴木主査

それでは議事に入らせていただきます。

なお、会議録作成を効率化するための録音システムを導入しております。ご発言の際は挙手のうえ、お手元のマイクのボタンを押していただいてからご発言をしていただき、また、ご発言が終わりましたら再度ボタンを押していただきますようお願いいたします。

以降議事進行につきましては、木更津市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により会長が議長を務めることになっておりますので、山田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

山田会長

ただいま事務局から説明がありましたとおり、会長が議長ということでございますので私が議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行にご協力のほどお願いいたします。

本日ご審議いただく議題は、ただいま市長から諮問を受けました令和8年度木更津市国民健康保険事業計画案について、令和8年度木更津市国民健康保険特別会計予算案について、木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について、及び木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についての4件でございます。

山田会長

はじめに令和8年度木更津市国民健康保険事業計画案について、及び令和8年度木更津市国民健康保険特別会計予算案についてにつきましては、関連がございますので一括して議題に供し、事務局から説明をいただきたいと存じます。
それでは、お願いいたします。

高橋補佐

保険年金課の高橋と申します。

私から諮問事項1、令和8年度木更津市国民健康保険事業計画案について説明申し上げます。着座にて説明いたします。

お配りしました資料の3ページをお開きください。

国民健康保険は、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村の役割としましては資格管理や医療給付の決定、保険税の賦課徴収、特定健診等の保健事業を担い、被保険者へのきめ細やかな対応を担うこととされております。令和8年度につきましても、引き続き、自主財源である保険税の収納率の向上、適正な資格管理、レセプト点検などによる医療費の適正化、特定健康診査等を実施する保健事業、広報啓発事業の5項目に重点を置いて取り組むものとしております。

それでは、主要事業として掲げた5つの個別事業につきましても、概要を説明申し上げます。

事業計画の1つ目が収納率向上対策事業でございます。

保険税は重要な自主財源であることから、①の保険税収納率向上対策といたしまして、文書催告や自動音声電話催告、ショートメッセージサービスを実施するとともに、督促及び催告を行っても納付のない滞納者については速やかな財産調査及び滞納処分を実施し、新たな年度繰越による滞納を生じることのないよう対策強化に努めてまいります。

また②、③に記載しておりますとおり、キャッシュカードで口座振替受付ができるペイジー口座振替受付サービスを活用した口座振替の利用促進や、コンビニ納付やキャッシュレス納付による自主納付の促進を図り、収納率向上に取り組んでまいります。

資料4ページの中段をご覧ください。

次に事業計画の2つ目の適用適正化対策事業でございます。

被保険者資格の適正化は、国民健康保険事業を運用するうえで最も基本的なものであり、保険税の賦課や給付事務にも影響を及ぼすことから極めて重要な事業でございます。

①の適用適正化調査の実施といたしまして、世帯主が国民健康保険に加入しておらず、その家族が国民健康保険に加入している世帯に対して社会保険に加入することができないか調査を実施し、適正化を図ってまいります。

②の保険資格重複適用者対策でございますが、令和5年3月からオンライン資格確認システムを活用し、国民健康保険中央会から提供される保険重複加入者リストに基づき国民健康保険と社会保険の資格が重複していると思われる者に対して、国民健康保険脱退の手続きを勧奨し、一定期間経過しても届出がない場合は職権で脱退の手続きを行っております。職権においても国民健康保険から脱退させることが可能となり、資格管理の適正化に効果をあげていることから、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

6ページをお開きください。

次に事業計画の3つ目医療費適正化対策事業でございます。

レセプト点検事業、医療費通知、ジェネリック医薬品の普及促進等に取り組み、医療費の適正化を図ってまいります。

③のジェネリック医薬品の普及促進でございますが、ジェネリック医薬品を使用することで、患者負担の軽減や国民健康保険財政の健全化に期待できることから使用割合を数量シェアで80%以上、金額シェアで65%以上とすることを目標に利用促進を図ってまいります。また、ジェネリック医薬品を使用した場合における患者負担のメリットを示すため差額通知書を年2回発送するなど、取り組んでまいります。

7ページをお開きください。

④の第三者行為求償事務でございますが、交通事故等による第三者行為求償事務については、直接的に医療費適正化に連動することから積極的に対応するためレセプト点検員による傷病名からの調査等により、第三者行為事案の把握を行ってまいります。また、第三者行為事案をより多く把握するため、消防署等で保有する救急搬送記録等の情報を活用して、第三者行為事案の把握に努めてまいります。

次に事業計画の4つ目保健事業でございます。

木更津市国民健康保険保健事業計画に沿って、特定健康診査や特定保健指導をはじめ、医療費が高額となる人工透析患者の減少を目的とした糖尿病の重症化予防や、脳・心血管疾患の重症化予防事業を実施してまいります。また、令和8年度は保健事業計画の中間評価の実施年度となりますので、事業の進捗状況や目標達成度の評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う予定としております。

9ページの中段をご覧ください。

最後に事業計画の5つ目広報啓発事業でございます。

市民の国民健康保険制度に対する関心を高めるため、市広報紙やデジタルサイネージにより各種事業の周知を図るとともに、インターネットを活用し健診のオンライン予約やZoomを利用した特定保健指導の実施など、利用者の利便性向上に努めてまいります。

11ページから18ページまでの事項別実施計画案につきましては、ただいま、ご説明しました事業計画の詳細と実施の時期を記載したものととなります。内容が重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

諮問事項1の説明は、以上でございます。

佐久間係長

保険年金課の佐久間と申します。

私から諮問事項2、令和8年度木更津市国民健康保険特別会計予算案について、説明申し上げます。着座にて説明いたします。

お手元の資料21ページをお開きください。

この表は令和8年度当初予算と令和7年度当初予算の款毎の歳入歳出の比較表でございます。令和8年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出ともに総額113億4,300万円で、令和7年度と比べ3億2,400万円の減額でございます。

詳細につきましては、補足説明資料を用いて説明いたします。

資料の36ページをお開きください。

歳入の内訳につきましては円グラフのとおりでございます。収入の68%を医療給付費に相当する県支出金が占めており、次いで、被保険者から徴収する国民健康保険税が22%、法令により一般会計からの繰り入れが認められている繰入金が9%、諸収入が1%でございます。

続きまして、予算項目別に説明申し上げます。

はじめに、5款国民健康保険税は25億1,521万8千円で、前年度より6,435万7千円の増額でございます。国民健康保険から後期高齢者医療保険や被用者保険への移行により、国民健康保険の加入者は毎年減少しております。前年度と比較して増額になっている要因につきましては、令和8年度から新たに子ども・子育て支援納付金が課税されること、令和6年3月に策定した国民健康保険税率改定計画に基づき、税率を引き上げることから、前年度に比べて保険税収入が増額になる見込みでございます。

次のページにお進みください。25款県支出金は76億9,659万4千円で、前年度より3億1,148万1千円の減額でございます。千葉県から交付される普通交付金が大部分を占め、その他市町村の実情に応じて交付される特別交付金がございます。冒頭、説明させていただきましましたとおり、被保険者が毎年減っているため、医療費にあたる保険給付費が前年度より減額を見込んでおり、普通交付金が減額になるものでございます。

次のページをお開きください。40款繰入金は、国民健康保険事業に係る職員の人件費等、法令により一般財源から国民健康保険特別会計へ繰り入れが認められている繰入金、財政調整基金からの繰入金等でございます。予算額10億1,959万6千円で、前年度より4,599万3千円の減額でございます。一定所得額以下の世帯に適用している保険税軽減相当額等を一般会計から繰り入れする保険基盤安定繰入金を3,095万7千円、人件費や事務費等を一般会計から繰り入れする職員給与費等繰入金を1,545万8千円それぞれ増額しますが、財政調整基金から保険税収入不足分による繰り入れを前年度より7,995万5千円減額するものでございます。

50款諸収入は、保険税の納入が期限に遅れた場合の延滞金、交通事故等加害者が負担すべき医療費に国民健康保険を使用したことに対する賠償金、また資格を喪失した後に国民健康保険を使用したことに対する不当利得返還金等でございます。予算額1億1,158万7千円で前年度より3,088万4千円の減額でございます。こちらにつきましては、保険税延滞金による収入を2,937万6千円減額したことによるものです。歳入の説明は、以上でございます。

次のページにお進みください。

続きまして、歳出について説明申し上げます。

歳出の内訳でございますが、円グラフのとおりでございます。支出の67%を医療給付費である保険給付費が占めており、次いで、千葉県に納める国民健康保険事業費納付金が29%、人件費や事務費等の総務費が2%、特定健康診査等を実施する保健事業費が2%でございます。

歳出につきましても、予算項目別に説明申し上げます。

はじめに5款、総務費は2億4,697万4千円で、前年度より1,557万6千円の増額でございます。一般職人件費を1,232万6千円、子ども・子育て支援納付金の導入に伴う国民健康保険システム改修費を717万5千円それぞれ増額したことにより前年度より増額となりました。

次のページをお開きください。10款保険給付費は、75億9,555万2千円で前年度より3億3,099万9千円の減額でございます。被保険者数の減少に伴い療養給付費が3億1,232万9千円の減額、被保険者が出産したときに医療機関に直接支払う出産育児一時金が1,250万円減額等によるものでございます。

14款国民健康保険事業費納付金は、33億1,080万2千円で前年度より373万3千円の減額でございます。この納付金は国民健康保険の広域化により開始した千葉県の納付金で、令和8年度から子ども・子育て支援納付金分が追加されました。被保険者数の減少により、納付金の額が減額となっております。この納付金は医療給付費と見込まれる金額のうち、国と県からの補助金を除いた金額を県に納付しております。今後は被保険者数の減少が見込まれ医療給付費が減額することから、県に納付する納付金の額も減額する見込みでございます。

25款保健事業費は、特定健康診査、特定保健指導、短期人間ドック助成事業等の被保険者の衛生、保健等の向上を図る事業の費用でございます。予算額は1億6,187万円で前年度より484万4千円の減額でございます。特定健康診査の対象者は、40歳から74歳までの被保険者であるため、後期高齢者医療保険や被用者保険への移行により対象者が減少するものと見込んでおります。

諮問事項2の説明は、以上でございます。

山田会長 事務局からの説明が終わりましたので、ご質問ご意見などございましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

山田会長 それでは無いようでございますので、質疑終局と認め、皆様にお諮りいたします。令和8年度木更津市国民健康保険事業計画案について、及び令和8年度木更津市国民健康保険特別会計予算案について、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

山田会長 全員挙手でございます。よって令和8年度木更津市国民健康保険事業計画案について、及び令和8年度木更津市国民健康保険特別会計予算案についてにつきましては、原案どおり承認することといたします。

続きまして、木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について、及び木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の制定についてにつきましては、関連がありますので、一括して議題に供し事務局から説明を求めたいと存じます。

佐久間係長 私から諮問事項3、及び諮問事項4につきまして説明申し上げます。

はじめに諮問事項3、木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について、説明申し上げます。

資料の44ページをお開きください。

はじめに国民健康保険税率改定計画を策定した経緯について説明申し上げます。国民健康保険は我が国の国民皆保険制度を支える重要な基盤であり、被用者保険に加入する者を除くすべての者を被保険者とする公的医療保険制度でございます。そのため、年齢構成が高く、無職者や非正規雇用労働者等の低所得の加入者が多いことから所得に占める保険税の負担が重く、国民健康保険の運営は厳しい状況に置かれていました。このような状況を踏まえ、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営の中心的な役割を担うとともに、市町村は引き続き、資格管理や保険給付の決定、保険税の賦課徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かな事業を担うこととなりました。都道府県が国民健康保険運営を担うことにより、保険給付に必要な費用の全額を都道府県から交付されることとなり財政運営の安定化が図られた一方で、保険税水準は市町村毎に異なる状況が続いております。こうしたなか、国は令和5年6月に都道府県国民健康保険運営方針策定要領を改定し、「保険税水準の統一については、市町村毎の医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、将来的に、都道府県内の保険税水準の完全統一を目指すことが望ましい。」としました。また、令和6年4月1日から施行された改正国民健康保険法により、都道府県が策定する国民健康保険運営方針において、保険税水準の平準化に関する事項を記載することになりました。

このような背景を踏まえ、本市の国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、保険税水準の統一化を進めるために本計画を策定することといたしました。計画期間は、

令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間とし、この計画は千葉県が市町村標準保険税率を改定したときに本市の税率を見直すこととしております。

48ページをお開きください。

保険税率を決め方につきまして、説明申し上げます。

項目1、被保険者数等の見通しのうち、①の将来推計人口は、図表6のとおり総人口は横ばいで推移するものの20歳未満人口が減少し、75歳以上の後期高齢者人口が増加する見込みとなっております。

この表の左から4つ目のグラフ令和7年度の見込みと、この右隣のグラフ令和7年10月1日時点の人口を比較すると総人口は推計どおり推移しておりますが、20歳未満人口は見込みより減少しており、20歳以上人口は見込みより増加しております。

次に②の被保険者数の見通しにつきましては、49ページの図表7をご覧ください。近年の被保険者数の動向や将来推計人口を参考に令和11年度まで推計したところ、計画期間の最終年度である令和11年度の被保険者数は21,187人を見込んでおり、令和5年度と比較して3,283人減少する見込みとなっております。この表の左から4つ目のグラフ令和7年度の見込みと、この右隣のグラフ令和7年10月1日時点の被保険者数を比較すると見込みよりも425人減っております。今後、令和9年度から段階的に社会保険の適用拡大が行われる予定であるため、さらに被保険者数が減少することが見込まれております。

③の医療費の見通しは、本市では推計していないため千葉県が令和6年3月に公表した第2期千葉県国民健康保険運営方針によると一人当たりの医療費は令和6年度の36万8,741円から令和11年度には39万3,400円と、2万4,659円増加する見込みであり、医療費の総額は令和6年度の4,455億円から令和11年度の4,530億円と75億円の増加が見込まれています。医療費の推移につきましては、本市と千葉県が同じ水準であることから、本市も将来被保険者は減少するものの一人当たりの医療費が増加することで、医療費総額は増額するものと推察しております。

続きまして、53ページの図表12をご覧ください。

この表は千葉県が策定している市町村標準保険税率でございます。令和7年度から令和8年度にかけては、医療分、支援金分、介護分の所得割率が引き上がり、医療分の均等割額と平等割額は減額となりましたが、介護分の均等割額は増額となりました。

文章の上から5行目をご覧ください。国の動向でございますが、国が令和6年6月に策定した保険料水準統一加速化プランによると、保険料水準の完全統一化を遅くとも令和17年度までに移行することを目標としており、これを受けて千葉県においても、計画期間が令和6年度から令和11年度までの第2期千葉県国民健康保険運営方針の令和8年度に行う中間見直しにおいて、完全統一の目標年度を明記することとしました。そのため、この改定計画においても千葉県の中間見直しを受けて、目標年度を記載するものといたします。

次のページの図表13をご覧ください。千葉県が策定しました市町村標準保険税率を受けて、令和8年度の国民健康保険税率案について、説明申し上げます。

令和8年度につきましては、この計画の目標最終年度である令和11年度までに4年間ございますので、千葉県が策定する市町村標準保険税率との差をそれぞれ4分の1ずつ近づけるよう税率を改定してまいります。その結果、医療分は所得割率が8.1%から8.21%に0.11%の引き上げ、均等割額が20,000円から18,000円に2,000円の減額、平等割額が24,000円から22,000円に2,000円の減額、支援金分は所得割率が2.13%から2.28%に0.15%の引き上げ、均等割額が12,000円から13,000円に1,000円の増額、介護分は所得割率が1.44%から1.61%に0.17%の引き上げ、均等割額が14,000円から16,000円に2,000円の増額、また令和8年度から課税する子ども

も分につきましては所得割率を 0.28%、均等割額を 1,800 円、18 歳以上均等割額を 100 円としました。

なお、令和 9 年度以降につきましては、市町村標準保険税率が毎年改定されるため、その改定を加味したうえで、残りの年度で割って求めてまいります。仮に、令和 9 年度の市町村標準保険税率が、医療分が所得割率 8.20%、均等割額 18,000 円、平等割額 22,000 円、支援金分が所得割率 2.80%、均等割額 16,000 円、介護分が所得割率 2.20%、均等割額 20,000 円、子ども分が所得割率 0.40%、均等割額 2,000 円、18 歳以上均等割額 200 円と改定された場合は、次のページの図表 14 のとおり目標の最終年度である令和 11 年度までに 3 年間ありますので、千葉県が策定する市町村標準保険税率との差をそれぞれ 3 分の 1 ずつ近づけるよう税率を改定してまいります。

次のページをお開きください。

財政調整基金の繰り入れにつきまして説明申し上げます。図表 15 をご覧ください。

財政調整基金は、国民健康保険の広域化により税負担の平準化を図るために決算剰余金を基金に積み立てし、必要に応じて基金の取り崩しをして行っております。このような財政調整機能を有していることから、令和 7 年度においては 1 億 1,780 万 6 千円を取り崩し国民健康保険特別会計へ繰り入れいたします。なお、令和 8 年度当初予算においても、この計画に基づき保険税額の急激な上昇を抑えるため 1 億 4,503 万円を取り崩すこととしております。

諮問事項 3 の説明は、以上でございます。

引き続き諮問事項 4、木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の制定につきまして説明申し上げます。

資料 58 ページをお開きください。

条例を改正する理由は 3 点でございます。1 点目が諮問事項 3 で説明いたしました、税率改定によるもの、2 点目が子ども・子育て支援納付金の新設、3 点目が課税限度額及び軽減判定所得額の引き上げでございます。

1 点目は、諮問事項 3 で説明したとおりでございますので、重複するため割愛いたします。

2 点目は、令和 8 年度から国民健康保険や協会けんぽ等の公的医療保険者が保険料と合わせて、子ども・子育て支援金を被保険者から徴収し国に納付金として納付いたします。子ども・子育て支援納付金は、子育てに係る経済的支援の強化、子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、児童手当の拡充などの取組の財源として活用されます。子ども・子育て支援納付金の税率につきましては改定計画に基づき設定いたします。所得割率が所得金額の 0.28%、均等割額が 1 人あたり 1,800 円、18 歳以上均等割額が 1 人あたり 100 円としました。18 歳以上均等割額とは、18 歳未満の被保険者は均等割額を 10 割軽減することとしており、この軽減に要する費用は 18 歳以上の被保険者で賄うこととなるため、18 歳以上被保険者に追加する均等割額となります。

なお、子ども・子育て支援納付金の保険税額は、夫 70 歳年金収入 250 万円、妻 68 歳年金収入 80 万円の高齢夫婦世帯で年間 5,700 円となり、夫 40 歳事業所得 300 万円、妻 40 歳収入なし、小学生の子ども 2 人の 4 人世帯で年間 10,900 円となります。

3 点目は、課税限度額及び軽減判定所得額の引き上げによる改正でございます。昨年の暮れに閣議決定いたしました令和 8 年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について 5 割軽減と 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することに伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布により、条例を改正いたします。1 つ目が、基礎課税額の限度額を 66 万円から 67 万円に引き上げるもので、高所得層により多くのご負担をいただくため、限度額を引き上げるものでございます。2 つ目が、子ども・子育て支援

納付金課税額の限度額を3万円にするもので、国は限度額超過世帯の割合が概ね0.5%から1.5%までになるよう限度額を決定したものでございます。

次に国民健康保険税は、世帯主とその世帯の国民健康保険被保険者の所得の合計が一定の所得額以下になると、均等割額と平等割額を減額する制度がございます。改正の3つ目は、5割軽減世帯となる判定基準所得を被保険者1人あたり30万5,000円から31万円に引き上げるもので、4つ目が2割軽減世帯となる判定基準所得を被保険者1人あたり56万円から57万円に引き上げるものでございます。3つ目と4つ目は、消費者物価の上昇等における経済動向を踏まえ、軽減判定所得を引き上げることで、低所得層の保険税の負担軽減を図るために変更するものでございます。

次のページをお開きください。この条例の施行期日でございますが、令和8年4月1日でございます。

改正条例の公布時期でございますが、保険税率の改定につきましては令和8年3月市議会定例会に提案し、市議会の議決をもって公布いたします。次に、子ども・子育て支援納付金の新設、課税限度額及び軽減判定所得額の引き上げに伴う条例の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布により条例を改正しますが4月1日から施行すべき内容となりますので、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布された後に、直ちに市長の専決処分により条例を改正いたします。

61ページから72ページまでは、条例改正部分の新旧対照表でございます。下線のみの部分が保険税率の改定による改正部分で令和8年3月市議会定例会に提案するものです。網かけ部分が子ども・子育て支援納付金の新設と、課税限度額及び軽減判定所得額の引き上げによる改正部分で、市長の専決処分により改正するものでございます。詳細な説明は割愛させていただきます。

最後に73ページをお開きください。

この表は、税率の改定による世帯所得別の影響額を一覧表にしたものです。例えば、1人世帯で所得300万円の場合、現行税率による税額は36万9,800円となっております。下段の改定税率案による税額は、税率改定案によりますと38万8,700円で、令和7年度と令和8年度の税額を比較すると18,900円増額になるという所得別の早見表でございます。

諮問事項3、4につきまして、説明は以上でございます。

山田会長

事務局からの説明が終わりましたので、ご質問ご意見などございましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

山田会長

それでは無いようでございますので、質疑終局と認め、皆様にお諮りします。

木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について、及び木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の制定について、原案どおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

山田会長

全員挙手であります。よって、木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について、木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の制定についてにつきましては、原案どおり承認することといたします。

以上で諮問事項の審議は終わりました。ここで市長に答申するため、答申書の案を作成いたしますので、この間暫時休憩といたします。

(答申書案を作成し、委員に配付)

山田会長 それでは休憩を取り消し、会議を再開いたします。休憩中に事務局から答申書の案をお配りいたしましたので、事務局に朗読していただきます。

小原部長 朗読させていただきます。
答申書案。

令和8年2月5日付けをもって諮問のありました

- 1、令和8年度木更津市国民健康保険事業計画案について、
- 2、令和8年度木更津市国民健康保険特別会計予算案について
- 3、木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について
- 4、木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

原案どおり承認することを答申します。

令和8年2月5日、木更津市長渡辺芳邦様、木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長山田真司。

以上でございます。

山田会長 小原部長ありがとうございました。それではお諮りいたします。お配りしました答申書の案で市長に答申したいと存じますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

山田会長 全員挙手であります。それではこの案で市長に答申いたします。答申書の作成の間、暫時休憩といたします。

(答申書を作成・市長入室)

鈴木主査 お待たせいたしました。答申書ができ上がりましたので、山田会長と渡辺市長は議長席の前へお進みください。

山田会長 答申書。

令和8年2月5日付けをもって諮問のありました

- 1、令和8年度木更津市国民健康保険事業計画案について
- 2、令和8年度木更津市国民健康保険特別会計予算案について
- 3、木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について
- 4、木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

原案どおり承認することを答申します。

令和8年2月5日、木更津市長渡辺芳邦様、木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長山田真司

(山田会長から渡辺市長へ答申書を交付)

渡辺市長 本日、諮問させていただきました令和8年度木更津市国民健康保険事業計画案についてほか3件につきまして、慎重なるご審議の結果、原案どおりご承認をいただきましてありがとうございました。本日の答申を踏まえまして、条例改正につきましては、税率等の改定に係る部分は令和8年3月、来月の市議会定例会に提案させていただきます。

引き続き、国民健康保険事業の適正な運営に努めてまいり所存でございますので、今後とも委員各位のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

鈴木主査 渡辺市長におかれましては、ここで退席します。

(市長退室)

山田会長 以上をもちまして、本日の審議案件は全て終了いたしましたので議長の職を解かせていただきます。皆様の慎重なご審議、スムーズな議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

鈴木主査 山田会長、ありがとうございました。
それではその他としまして、事務局から令和8年度運営協議会の日程について、説明いたします。

佐久間係長 私から令和8年度の運営協議会開催予定につきまして、説明申し上げます。
第1回協議会は5月中旬の開催を予定しております。協議事項といたしまして、第3期データヘルス計画の進捗状況につきまして、報告いたします。
第2回協議会は8月上旬の開催を予定しております。令和7年度国民健康保険事業実績報告、及び令和7年度国民健康保険特別会計決算につきまして、報告いたします。
第3回協議会は令和9年2月上旬の開催を予定しております。令和9年度国民健康保険事業計画案、令和9年度国民健康保険特別会計予算案、木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について、木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして4件を諮問し、ご審査していただきます。なお、条例改正の内容につきましては、保険税率の改定を予定しております。
また、その他審議案件がございましたら、臨時の協議会開催をお願いしてまいります。ご協力のほどお願い申し上げます。
私からの説明は、以上でございます。

鈴木主査 ご質問等がございますか。

(質問・意見なし)

鈴木主査 以上をもちまして、国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後5時15分 閉会

令和 8 年 2 月 20 日

議事録署名人
国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長

山田 真司